

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、平成27年2月10日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,580
普通作業員	1,370
軽作業員	1,090
造園工	1,620
法面工	1,920
とび工	1,770
石工	2,160
ブロック工	2,070
電工	1,710
鉄筋工	1,790
鉄骨工	1,670
塗装工	1,930
溶接工	1,940
運転手(特殊)	1,940
運転手(一般)	1,560
潜かん工	2,710
潜かん世話役	3,210
さく岩工	2,450
トンネル特殊工	2,410
トンネル作業員	1,950
トンネル世話役	2,700
橋りょう特殊工	2,200
橋りょう塗装工	2,410
橋りょう世話役	2,720
土木一般世話役	1,910
高級船員	2,500
普通船員	1,910
潜水土	3,130
潜水連絡員	1,970
潜水送気員	1,980
軌道工	2,360
型わく工	1,970
大工	1,940
左官	1,860
配管工	1,580
はつり工	1,670
防水工	1,830
板金工	1,750
サッシ工	2,300
内装工	1,840
ガラス工	1,840
ダクト工	1,450
保温工	1,810
設備機械工	1,770
交通誘導警備員A	1,010
交通誘導警備員B	880